



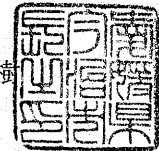
公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月24日

今治市長 徳永 繁樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 ・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
木地1	今治市玉川町木地字大ミ ゾ宮ノ谷辛36番34	257-37	保安林	2.63	公告の日から 2027.3.31まで	
	今治市玉川町木地字ケス ケ辛84番8	257-68	保安林	1.68	公告の日から 2027.3.31まで	
	今治市玉川町木地字ケス ケ辛83番7	257-62-1 257-62-2	保安林	2.43	公告の日から 2027.3.31まで	
	今治市玉川町木地字大ミ ゾ宮ノ谷辛36番44	257-42	保安林	2.56	公告の日から 2027.3.31まで	
	今治市玉川町木地字ケス ケ谷辛54番11	257-51-1 257-51-2 257-51-3	保安林	2.28	公告の日から 2027.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林振興課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。